

質問回答書

令和8年3月6日

下記の件名における質問について回答いたします。

件名 町営原白住宅跡地活用事業（価格競争型プロポーザル方式）

No	質問	回答
1	売却対象地と隣接地との境界確定の実施状況についてご教示ください。 なお、未確定の場合は、今後の対応方針及び費用負担の考え方についても併せてご教示ください。	売却対象地と隣接地との境界確定につきましては、平成29年度に実施済みです。
2	境界標や境界杭の復元や再測量等が必要となった場合の費用負担区分について、ご教示ください。	境界杭及び境界標の復元、ならびに再測量等が必要となった場合の費用は、「町営原白住宅跡地活用事業公募要項」の「3.売却条件（3）売買物件の引渡し」に記載のとおり、売買物件は「現状有姿」で引き渡すものであり、当該費用については、買主の負担となります。
3	売却対象地周辺に存する畦畔の所有関係について、ご教示ください。	当該畦畔は法定外公共物（法定外道路）として国から町が譲与を受けていることから、当該地は無番地ではあるものの、町有地となります。
4	売却対象地に接している道路の、既存構造物の撤去および基礎撤去が必要となった場合、費用負担区分についてご教示ください。	売却対象地に接する道路に係る既存構造物（縁石やブロック等）の撤去及び基礎撤去に係る費用は、道路法第24条の規定に該当することから、原因者となる買主の負担となります。